

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
1	周辺地域の意見に基づいた原子力発電所の運用について 【危機管理局】	内閣府（原子力行政） 経済産業省	<p>○原子力発電所の運転に係る政府の判断に当たっては、地域の安全を第一義として、鳥取県など周辺地域の意見を踏まえ慎重に判断すること。</p> <p>○中国電力株式会社に対し、万が一、原子力災害が発生した場合には周辺地域にも被害が及ぶという実情及び国の原子力防災対策の見直し状況などを踏まえ、安全協定の必要な見直しを迅速に行うよう指導すること。</p>	新規
2	原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局・福祉保健部・生活環境部】	内閣府（原子力行政） 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	<p>○福島第一原子力発電所事故の原因を徹底的に分析・検証し、原子力発電所の安全対策（耐震設計審査指針等の安全基準等）、監視体制等の抜本的な見直しを行うとともに、その内容を国民に説明し理解を得ること。その運用に当たっては、国が中心となって原子力安全対策・防災対策を講ずるとともに、専門的立場から全国の都道府県、市町村、電力事業者の総合的な調整や関係自治体等への助言等を行うこと。</p> <p>○島根県と共通の島根原子力発電所に係る被害想定のもとに連携して、原子力防災体制整備、住民避難計画策定等、更には地域防災計画（原子力災害対策編）見直し等に取り組むため、国において専門的見地から早急に放射性物質の放出量等の被害想定を示すこと。</p> <p>○福島第一原子力発電所の原子炉とほぼ同時期に設置された同型式の原子炉を有する島根原子力発電所について、その特性を考慮した安全対策等の抜本的な見直しを行うとともに、国において地震及び津波等に対する施設の安全性を点検した上で、中国電力株式会社へ必要な対策を実施するよう、厳正な指導等を行い、その状況を鳥取県民に情報提供すること。</p> <p>○原子力発電所から30キロ以内の地域で避難等が指示されたことを踏まえたUPZ（緊急時防護措置準備区域）を導入するなど、現在は8～10キロとされているEPZを見直すとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化などの措置を講ずること。併せて、本県及び関係市が島根原子力発電所における原子力災害発生時に緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）で開催される原子力災害合同対策協議会に参加できるよう措置を講ずること。</p> <p>○島根原子力発電所に係るスピーディの計算範囲を拡大し、少なくとも鳥取県全域が配信図形に反映されるようにするとともに、住民の避難先・避難ルートとして想定される隣接県域についてもその安全が確認できるよう配信図形に反映されるようにすること。</p> <p>○緊急避難時等に備えて、防護服、サーバイメーター等の広範囲配備、原子力災害に対応する医療体制や避難体制の整備に要する経費については、国が負担すること。また、避難住民へのスクリーニングについては、一時に多くの住民に対し、速やかな実施が求められ、他自治体等からの人的等の協力が欠かせないことから、事故発生時において迅速かつ円滑な活動ができるよう、国が関与して体制整備をすること。併せて、緊急に体制を整備（初期投資）する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金について、交付金の限度額の特例を設けること。</p> <p>○国が責任をもって事故発生時の安定ヨウ素剤投与の手順や基準を定めるとともに、投与時の医師等医療関係者の関与のありかた、戸別事前配布する場合も含めた副作用対策などについても考え方を示すこと。</p> <p>○安定ヨウ素剤を事故発生時に乳幼児に速やかに投与できるよう、乳幼児用シロップ剤の製品化を製薬メーカーに働きかけること。</p> <p>○原子力防災に対応できる専門職員を配置するための職員人件費など必要な経費について、国が負担すること。</p> <p>○原子力防災対策などに必要となる防災資機材（モニタリングポストや防護服、放射線測定器等）の一層の充実配備を図るため、当該整備や住民等への情報公開などに要する経費について、国が負担すること。併せて、平常時及び緊急時に対応する放射能モニタリング体制の構築に必要な測定施設・建屋等の整備（初期投資）を緊急に実施する必要があるため、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金及び放射線監視等交付金について、交付金の限度額の特例を設けること。</p>	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
2	原子力発電所における安全対策の強化について 【危機管理局・福祉保健部・生活環境部】	内閣府（原子力行政） 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	<p>○特別な配慮が必要となる病院や施設入居者など要援護者などの避難先は広範囲（県内では取まらない）となり、更にはそのための特別な移動手段を確保する必要があることから、国が関与してその具体的な方針を示すとともに、体制整備をすること。</p> <p>○最終的な避難先に入所するまでの間、「一次的広域福祉避難所」を設置することを予定するが、ここで使用する資機材（ベッド・車いす等）、物資（食糧、毛布等）が不足することが見込まれるので、国において速やかな調達の仕組みを構築すること。</p> <p>○一次的広域福祉避難所における医療及び介護従事者が不足することが見込まれるので、国において、速やかな派遣の仕組みを構築すること。</p> <p>○一次的広域福祉避難所から最終の避難先となる社会福祉施設等への避難を確実にを行うよう、国において、速やかな受入れ先確保の仕組みを構築すること。</p> <p>○原子力発電所周辺の放射線の状況を面的に把握し、緊急時（事故等）には県民の安全を守るため応急措置を講ずるとともに、平常時から放射線モニタリング情報を県民が常に確認できるようにするため、放射線等監視交付金で運用している環境放射線モニタリングシステムに、環境放射能水準調査で設置する環境放射線モニタリングシステムを接続して一体的な放射線監視体制・情報提供体制がとれるようにすること。</p>	
3	東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理について 【生活環境部】	環境省	<p>○災害廃棄物の受入れを検討する自治体の住民に不安が生じないよう、国が安全としている放射性セシウム濃度の基準及びその根拠、焼却灰の安全な埋立方法等について、国民に対して丁寧かつ明確に説明を行い理解を得ること。</p> <p>○焼却灰の処分地の確保が受入検討に当たっての支障となっていることから、受入側の自治体内で最終処分を行うことが困難な場合は、国が直接焼却灰の処分先との調整を行うなど、最終処分場や再生利用施設の確保に努めること。</p> <p>○自治体が受入基準を独自に設けた場合の被災地とのマッチングや自治体において設定した安全基準を上回る焼却灰等が生じた場合については、国が責任を持って行うこと。</p> <p>○災害廃棄物を埋め立てることにより最終処分場の残余年数が減少することや、施設維持費の増加分への財政支援を確実に行うとともに、風評被害を含め災害廃棄物の処理に起因する被害が生じた場合は、国が責任を持って対応すること。</p> <p>○国民の不安を払拭するため、最終処分場の廃止基準及び跡地利用についての考え方を明確に示すとともに、廃止までの維持管理費用等について国が財政支援を行うこと。</p> <p>○災害廃棄物の広域処理を推進するため、受入れの判断を後押しするような特段の財政的支援（例えば、受入自治体の最終処分場への高率補助等）を検討すること。</p>	新規
4	津波防災地域づくりに関する法律に係る対応について 【危機管理局・国土整備部】	国土交通省	<p>津波防災地域づくりに関する法律（法律第123号 H23. 12. 27施行）の制定により、都道府県は国土交通大臣の定める基本指針に基づく基礎調査等を実施した上で、国が提示する「最大クラスの津波断層モデル」によりシミュレーションを行い、津波浸水想定を設定することとされている。</p> <p>しかしながら、日本海側においては、「最大クラスの津波断層モデル」の調査検討や提示時期に関する国からの情報がなく、今後実施する基礎調査についても、具体的な手法等が示されていないことから、津波浸水想定の設定が困難な状況にあることから、次のとおり要望する。</p> <p>○法第8条第2項に基づき、津波浸水想定の設定に必要な都道府県が行う基礎調査の実施に関する情報提供、技術的な助言、援助等を積極的に行うこと。</p> <p>○日本海沿岸海域において、「最大クラスの津波断層モデル」は、沿岸全体での基礎調査に基づき、国において設定すること。</p> <p>○日本海側の道府県が実施する基礎調査について、堆積物調査の選定箇所や評価方法等、具体的な手法を示すとともに、その経費について既存の交付金とは別枠で必要な予算措置を行うこと。</p> <p>また、国が実施する航空レーザー測量を早期に行った上で、都道府県に提供すること。</p>	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
5	真に地方の自立に資する地方税財政制度の確立について 【総務部】	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ○地方税財源の充実強化と偏在の是正をすること。 ○地方交付税総額を復元し、地方の一般財源総額を確保すること。 ○臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。 ○国の震災復興財源捻出を目的に地方交付税総額の削減を行うことなく、地方の一般財源総額を確保すること。 ○国家公務員給与の引き下げを理由とした地方公務員給与に係る地方交付税の削減を行わないこと。 ○自動車関連税制の簡素化・グリーン化に際しては、貴重な地方の税源を確保するとともに、地方環境税（仮称）の創設等により、温暖化対策における地方の役割に合った地方税源を確保すること。 	継続
6	社会保障と税の一体改革について 【総務部】	内閣官房 総務省 財務省	<ul style="list-style-type: none"> ○消費税を含む税制抜本改革の実現にあたっては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等を十分に配慮すること。 ○消費税と地方消費税の引上げを行う際には、低所得者層ほど税負担が重くなる逆進性の問題を踏まえて、十分な配慮を行うこと。 ○地方消費税が引き上げられた場合でも、地域間の税源の偏在性は改善されるとはいえず、税制抜本改革と併せて、地方交付税の需要の組み方等においても見直しを行うこと。 ○地方のこれまでの厳しい行財政改革の取り組みを踏まえ、国民の納得と信頼を得るために、国においても徹底した行財政改革を行うこと。 	継続
7	地域主権・地方分権の確立に向けた体制の整備について 【企画部】	内閣府〔地域主権〕 総務省	<p>正念場を迎える地域主権・地方分権改革について、地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）の原点に立ち返り、次の体制整備を着実に推進すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提案中の第3次一括法の成立に全力で取組むとともに、過去2次の一括法により「従うべき基準」とされた福祉施設等の基準は、廃止又は参酌すべき基準へ移行するよう速やかに見直すなど、決定権を実質的に地方へ移譲するよう、更なる義務付け・枠付けの見直し及び権限移譲を推進すること。 ○国の出先機関を原則廃止することにより、国から地方へ大胆に権限・事務を移譲し、地域のことは地域で決め、活気に満ちた地域社会を実現できるよう、国の関与を最小限にするよう見直すこと。 ・地方環境事務所やハローワークなど地方が求める国の出先機関の権限・事務を地方へ早急に移譲すること。 ・地方へ「権限・事務」、「財源とスリム化した人員」をセットで移管すること。 ○全国都道府県が提案中の「アクション・プラン実現のための特区提案（公共職業安定所）」や「義務付け・枠付け廃止のための共同特区提案」を早期に全国的に実現すること。 ○「地域のことは地域で決める」という観点から、国、都道府県、市町村の役割分担を抜本的に見直すこと。 ・教育委員会制度や義務教育における人事（発令・懲戒）と給与負担のあり方などについて、抜本的に再検討すること。 ○国から地方への事務の移管、権限移譲の受け皿として、自治体間で事務を共同処理するハイブリッドなサービス提供主体を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。 ・都道府県間、都道府県と市町村との間、市町村間で事務を共同処理する新たな中間的な自治体として、法人格を有する簡素で効率的な協議会「広域執行連合」（仮称）を創設するのに必要な制度改正を早急を実施すること。 ○上記の実現に当たっては、地方自治に関する諸課題を協議していく上で極めて重要な「国と地方の協議の場」において早期に協議開始し、国と地方の実効ある対話を積み重ねて行うこと。 	継続
8	環境省地方環境事務所権限等の広域連合への移管について 【生活環境部】	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ○国の関与は国立公園の大規模な開発等に対する監視や学術的専門性の確保などに限定し、地方環境事務所の業務を受け皿体制の整った広域連合に丸ごと移管すること。 	新規

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要 望 内 容	新規 継続 の別												
9	公共事業の総額確保と地域自主戦略交付金の見直しについて 【企画部】	内閣府〔地域主権〕 農林水産省 国土交通省	<p>○鳥取県における3交付金（地域自主戦略交付金、社会資本整備総合交付金及び農山漁村地域整備交付金）の配分額は年々減額されており、大変厳しい状況となっている。3交付金について、県、市町村の実情に即した公共事業が重点的かつ確実に実施されるための総額を確保すること。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(H22)</td> <td style="text-align: center;">(H23)</td> <td style="text-align: center;">(H24)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">配分額</td> <td style="text-align: center;">213</td> <td style="text-align: center;">196</td> <td style="text-align: center;">192</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">対前年度比</td> <td></td> <td style="text-align: center;">92.3%</td> <td style="text-align: center;">98.1%</td> </tr> </table> <p>○地域が真に必要なとする公共事業の総額が確保できるよう、内閣府が中心となって各省と連携を図り、3交付金全体について統一的な考え方のもと、配分を行うこと。また、地域自主戦略交付金の配分に当たっては、客観的な指標に加え、財政力の強弱、社会資本整備の進捗率など地方のニーズに配慮すること。</p> <p>○地域自主戦略交付金の自由度拡大と透明性を確保すること。</p> <p>○地方が自主的に余裕を持って対象事業を選定できるよう、交付金の事務手続きスケジュールを早い段階から示すとともに、各省に予算を移し替えることなく内閣府に一元化するなど、スムーズな事業執行が可能となるよう、手続きの簡素化を図ること。</p>		(H22)	(H23)	(H24)	配分額	213	196	192	対前年度比		92.3%	98.1%	継続
	(H22)	(H23)	(H24)													
配分額	213	196	192													
対前年度比		92.3%	98.1%													
10	県内高速道路ネットワークの早期整備について 【県土整備部】	国土交通省	<p>我が国経済を再生し、安全安心社会を実現するためには、インフラ整備による成長基盤の強化が不可欠であることから、ミッシングリンクが依然として存在する本県高速道路ネットワークの1日も早い連結を図ること。</p> <p>また、それを実施するために必要な道路予算の総額を確保すること。</p> <p>○平成24年度供用予定箇所の確実な供用 『鳥取自動車道』の大原IC～西粟倉IC間について、公表された供用予定時期である平成24年度までに確実に供用させること。</p> <p>○平成25年度供用予定箇所の確実な供用 以下の箇所について、公表された供用予定時期である平成25年度までに確実に供用させること。</p> <p>「駒山バイパス」-----『鳥取豊岡宮津自動車道』 「鳥取西道路（鳥取IC～鳥取空港IC）」-----『山陰道』 「中山・名和道路」、「名和・淀江道路」-----『山陰道』</p> <p>○「山陰道」の平成20年度の県内全線供用 本県の悲願である『山陰道』の平成20年度の県内全線供用を実現するため、「鳥取西道路」については、引き続き、集中的・計画的な埋蔵文化財調査が実施できるよう、重点的な予算配分を行うとともに、鳥取空港IC～青谷IC間の一体的な供用を目指し、用地買収や埋蔵文化財調査が完了した区間においては、速やかに工事着手すること。</p> <p>また、「北条道路」についても早期に事業を再開すること。</p> <p>○『米子自動車道』及び「米子道路」の4車線化 暫定2車線で供用中の『米子自動車道』及び「米子道路」の定時性・安全性の向上を図るため、早期に4車線化を行うこと。</p> <p>○地域高規格道路の整備促進 高速道路ネットワークを補完する地域高規格道路の1日も早い供用を図るため、重点的な予算配分を行うこと。</p> <p>「岩美道路」-----『鳥取豊岡宮津自動車道』 「倉吉道路」、「倉吉関金道路」-----『北条湯原道路』 「鍵掛峠道路」、「江府道路」-----『江府三次道路』</p>	継続												
11	日本海側拠点港「境港」の重点整備及び「国際フェリー・国際RORO船」機能に係る日本海側拠点港への追加選定について 【県土整備部】	国土交通省	<p>日本海側拠点港「境港」の機能強化のため、</p> <p>○中野地区 国際物流ターミナル整備事業〔直轄事業〕を重点的に実施すること。</p> <p>○竹内南地区 複合一貫輸送に対応した貨客船ターミナル整備事業〔直轄事業〕を新規採択すること。</p> <p>○『国際フェリー・国際RORO船』の日本海側拠点港に追加選定すること。</p>	継続												

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
12	環太平洋経済連携協定（TPP）交渉参加検討について 【未来づくり推進局・農林水産部】	内閣府〔国家戦略〕 農林水産省	○政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的な対策を語らないまま、TPP交渉参加に向けた関係国との事前協議を進めているが、未だ国民的議論は不十分である。TPP問題は第三の開国といわれる国のあり様に関わる重要課題であるため、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、TPP交渉参加に向けた判断に国民が参加できるよう対応すること。 ○特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農林業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて議論するなど、国益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。	継続
13	再生可能エネルギーの導入促進について 【生活環境部】	内閣府〔行政刷新〕 経済産業省	○第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、関係団体の要望を踏まえ、実態に即したコスト等を盛り込んで早急に告示するとともに、洋上風力発電についても設定すること。 また、固定価格買取制度が円滑に実施されるための財政支援制度を創設すること。 ○「規制・制度改革に関する分科会」が平成24年3月29日に公表したエネルギー供給に関する103の規制・制度改革事項について、各省庁が速やかな措置を実施すること。 ○メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連携がスムーズに実施できるように一般電気事業者を指導するとともに、買取価格は事業着手時の価格を適用すること。	継続
14	社会福祉法人に対する指導監査権限の強化と行政処分発動基準の明確化について 【福祉保健部】	厚生労働省	○社会福祉法人に対する所轄庁の指導監査権限に一定の強制力を付与するため、監査での隠蔽、妨害に対する罰則を整備すること。 ○改善命令等の行政処分の要件を明確にするるとともに、具体的な発動基準についてのガイドラインを策定すること。	新規
15	子ども・子育て新システムの制度設計について 【福祉保健部】	内閣府〔少子化対策〕	○新システムの実施に伴い必要となる財源の確保を確実にすること。 ○今後の詳細な制度設計に当たり、自治体、関係者への随時の情報提供及び丁寧な説明・協議等を行うこと。 ○十分な財源確保により、配置基準の見直し等を確実にし、学校教育・保育の質のさらなる拡充を図ること。	新規
16	北朝鮮当局による拉致問題の早期解決について 【総務部】	内閣府〔拉致〕	○松本京子さんをはじめとするすべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、首相の強いリーダーシップの下、政府一体となり毅然とした取組を行い、現在のこう着状態の打開を図ること。	継続
17	マイナンバー制度について 【企画部】	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	○マイナンバー制度の導入に伴うシステム構築（改修）に係る経費は国が全額負担するとともに、具体的なシステム構築（改修）内容を早期に示すこと。 ○情報連携の基盤となる情報提供ネットワークシステムについては、地方自治体を含む番号利用機関の業務システムと直接接続されることから、その仕様については地方自治体と十分協議を行うとともに、番号利用開始時期までに業務システムを改修できるよう早急に仕様を確定すること。 ○地方公共団体情報システム機構の運営にあたっては、十分な根拠をもって収支を見込むとともに、地方の財政負担を最大限縮小すること。	新規
18	「鳥取発次世代社会モデル創造特区」の地域活性化総合特区への指定について 【商工労働部】	内閣府〔地域主権〕	○地域の強みと住民ニーズを独自のビジネスモデル構築手法により結びつけることで、新事業の創出と住民の暮らしの豊かさ意識の向上を図る「鳥取発次世代社会モデル」の創造により地域活性化を図る鳥取県西部圏域を地域活性化総合特区に指定していただきたい。	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
19	ポリテクセンターの都道府県移管について 【商工労働部】	厚生労働省	○ポリテクセンターの地方への移管については、平成20年12月24日の閣議決定の趣旨を尊重し、地方にあらたな財政負担が生じることがないように必要な財源を国が恒久的に措置する制度を整備すること、また、職業訓練の内容を国が制限することなく地域の実情に応じて地方が独自に設定できること等、移管を希望する都道府県が、受け入れやすいように必要な見直しを行うこと。	継続
20	企業立地促進法に基づく支援対象の拡充について 【商工労働部】	経済産業省	○新規立地に重点を置く現行の企業立地促進法に基づく支援を、高度・先進技術型の「グローバルマザーファクトリー（GMF）」に向けた取組にも拡充し、国際競争力をもった新たな産業集積を目指し、地域経済の活性化・産業の高度化に資するよう企業立地促進法の改正を行うこと。 ○また、地域・時代が求めるニーズに合った課題解決型ビジネス、地域雇用を創出するサービス業を展開するため、異業種の企業、学術機関、研究・技術支援機関が連携して取り組む研究開発・人材育成に対する支援（グローバルマザーファクトリーのための人材育成拠点施設整備補助等）を企業立地促進法に盛り込むこと。	新規
21	「国際まんが博」及び「第13回国際マンガサミット鳥取大会」の開催への支援について 【文化観光局】	文部科学省 国土交通省 (観光庁)	○「国際まんが博」について、「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ事業」で支援すること。 ○平成24年度の文化庁メディア芸術祭地方展を鳥取県において開催すること。 ○まんがやアニメを活用した観光振興をはじめ、地域文化育成・人材育成に関する取組に対し支援すること。 ○まんがやアニメの関連イベントの実施など、地域活性化の取組に対し支援すること。	継続
22	世界ジオパークネットワーク加盟後の取組への支援について 【文化観光局】	文部科学省 国土交通省 (観光庁) 環境省	○ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。 ○ジオパークに親しむ観光の充実や教育活用の促進に関する取組を支援すること。 ○ジオパークエリア内の施設整備等に係る権限と財源の関西広域連合への移譲を進めること。	継続
23	三徳山の世界遺産登録に向けての取組について 【文化観光局】	文部科学省	○三徳山の世界遺産登録に向けて暫定リストを拡充し、新たな遺産の追加登録を行うこと。 ○三徳山の調査・研究にかかる取組に対し財政支援を行うこと。	継続
24	三徳山の大山隠岐国立公園への編入について 【生活環境部】	環境省	○国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、自然環境の保護・保全とその適切な利用を図りながら将来に引き継いで行くため、地理的かつ歴史的にも関係の深い大山隠岐国立公園の一部として編入すること。	継続
25	スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について 【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	○スポーツツーリズム・エコツーリズムを訪日旅行促進事業（ビジットジャパン）の主要施策として位置付け、地方の取組について積極的な参画・支援を行うこと。	継続
26	外国人観光客誘致に係る地方への配慮について 【文化観光局】	国土交通省 (観光庁)	○外国人観光客誘致に意欲的に取り組んでいる地方への支援を強化すること。 ＜特に（重点的に）支援強化いただきたい事業＞ ・訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）による地方の観光魅力の発信のためのFAMツアー実施、広報宣伝などのプロモーション経費の財政支援 ・訪日外国人旅行者受入環境整備地方拠点（鳥取県西部）における、情報発信、言語対応サービス、決済などの受入環境整備に係る積極的支援	継続
27	外航クルーズ客船寄港に伴うC I Q体制の確保について 【企画部・県土整備部】	法務省 財務省 厚生労働省	○地方における外航クルーズ客船の寄港について、円滑な受入れを行うため、十分なC I Q体制の確保と港湾への柔軟な配置を行うこと。	継続

国の施策等に関する提案・要望項目一覧表

H24. 4. 11

【要望項目】

番号	要望項目	要望先 (府省名)	要望内容	新規 継続 の別
28	国内地方航空路線の拡充等について 【企画部】	国土交通省	○平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、米子・鳥取ー東京便の増便等に活用できるよう、特に地方路線に優先的に配分すること。 ○羽田空港からの始発便が利用しやすいダイヤ設定となるよう、羽田空港の発着枠において、国内線に利便性がよく需要の大きい時間帯については、設定可能便数の増加など柔軟な対応を行うこと。	継続
29	私立学校における防災対策の強化について 【企画部】	文部科学省	○私立学校の設置者が整備計画どおりにすべての耐震化事業を実施することができるよう、国として十分な予算を確保すること。 ○私立学校の耐震化補助事業の充実・改善を図ること。	継続
30	私立中学校に対する就学支援金制度について 【企画部】	文部科学省	○義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。	継続
31	「第14回全国障害者芸術・文化祭」の鳥取県開催について 【福祉保健部】	厚生労働省	全国障害者芸術・文化祭は、障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、国民の障がい者への理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するなど大変意義深いもの。 鳥取県においては、昨年からは鳥取県障がい者文化・芸術祭を開催するとともに、平成21年11月から「障がいを知り、共に生きる」を合い言葉に、障がいのある方もない方も一緒に暮らすことができる共生社会を目指して、「あいサポート運動」に取り組んでいるところであり、この大会の開催は、障がいに対する理解と障がい者の自立を大きく進めるものと期待するところ。 については、下記事項について御配慮いただきたい。 ○平成26年度の「全国障害者芸術・文化祭」の開催について、開催地を鳥取県とすること。 ○鳥取県における開催に際しては、その必要経費について支援を行うこと。	新規